

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	アジア太平洋経済協力（APEC）拠出金	種別	義務的拠出金	30年度 予算額	48,509千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	アジア太平洋経済協力（APEC）事務局						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1）設立経緯等・目的：APECは、アジア太平洋地域の21の国と地域が参加する経済協力の枠組み。1989年、日本からの働きかけもあり、ホーク・オーストラリア首相（当時）が同地域の持続的な経済発展及び地域協力のための会合の創設を提唱、同年11月に、当時のメンバーである日本を含む12の国と地域が参加する第1回閣僚会議がキャンベラ（オーストラリア）で開催されたのが始まり。以降、現在に至るまで、アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けて、貿易・投資の自由化及び連結性の強化を通じた地域経済統合、成長戦略の実施、経済・技術協力等の活動を行う。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、APEC事務局の運営経費のほか、参加国及び地域の能力構築を始めとする各種プロジェクト実施のための経費に充てられる。各参加国及び地域は、規定の分担率に基づき応分の負担をする義務を負う。アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けた貿易・投資の自由化を通じた地域経済統合、成長戦略の実施、経済・技術協力等の活動に貢献することを目標とする。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<p>・APECは、当該年で議長を務める国・地域のリーダーシップの下、高級実務者会合が年4回、首脳会議、閣僚会議、貿易担当大臣会合、財務大臣会合、中小企業担当大臣会合が年1回、それぞれ定期的に開催されているほか、議長国・地域の意向を受けて、観光、保健、女性等、多様な分野における担当大臣会合が不定期に開催されている。また、下部組織として、各種委員会が、さらにその傘下に多数の作業部会が設置され、年2、3回会議を開催し、それぞれの分野における課題について活発な議論を行っている。</p> <p>・APECは、2020年までに自由で開かれた貿易及び投資を実現する旨を謳ったポゴール目標を掲げ、関税及び非関税障壁の削減及び手続の簡素化、サービス貿易及び投資の標準化、知的財産権保護の促進、競争政策及び政府調達、各種規制の適切な実施、腐敗防止の促進、人の移動の自由化、経済連携協定の促進等の幅広い分野において、参加国・地域に貿易及び投資の進展に向けた行動ないし取組を促し、数多くの成果を挙げている。また、2025年までにアジア太平洋地域に経済的、社会的連結性を強化するための目標を首脳レベルで合意し、物理的連結性、制度的連結性、人と人との連結性の3つの柱の下、地域的つながりを強化するための取組を実施している。</p> <p>・APECは「開かれた地域協力」と非拘束性と自発性に基づく「協調的・自主的な」行動を原則としており、これらの原則の下、世界の模範となる先進的な国際ルールの構築を促進している。</p> <p>・APECにおける具体的実績の一例は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 2011年にホノルル（米国）で開催された首脳会議において、参加国・地域が世界貿易機関（WTO）情報技術協定（ITA）の交渉開始にリーダーシップを発揮する旨合意し、2012年5月に品目拡大交渉を実施。2018年4月時点で、現行ITAには82か国・地域が、拡大ITA交渉には55か国・地域がそれぞれ参加している。 ② 同首脳会議において、環境物品に対する関税を2015年末までに5%以下に削減することに合意したことを受け、翌2012年のウラジオストク（ロシア）で開催された首脳会議において合意を得た環境物品リストに基づき、現在までにほぼ全ての参加国・地域において、その実現を果たした。残る中国、タイ、インドネシアも、2018年3月に開催されたAPEC市場アクセスグループの会合において、鋭意推進している旨発表し、完全なる実現に向けて着実に前進していることが確認された。 ③ 1999年3月からAPECビジネストラベルカードが導入され、域内ビジネス関係者の自由な往来に大いに寄与している。2018年3月末日現在、全参加国・地域による累積発行総数は99万3,598枚に上っている。 ④ 途上国・地域を対象とした能力構築や情報・知見の共有等を目的とした、多様な分野に係るワークショップ、セミナー、シンポジウム、調査、出版等の各種プロジェクトを年間約100件実施。 <p>・2017年11月の首脳会議で発出された首脳宣言では、国際的な貿易・投資が、成長や生産性、イノベーション、雇用及び発展の原動力であるとの認識の下、APECとして、全ての不正な貿易慣行を含む、保護主義と闘うことで一致し、また、2017年のG7やG20の成果文書にはなかった「多角的貿易体制の支持」も含まれた。</p> <p>・APECは、これら種々の取組の概要及び成果をホームページやフェイスブック等のソーシャルネットワークメディアを通じて一般に向けて広報する等、効果的な発信に努めている。</p> <p>・APECと同様に自由貿易促進を主たる目的とするWTOと密に連携して取組を進めており、これまでも、様々なレベルの会議開催の折に、事務局長を始めとするWTO職員を</p>						

オブザーバーに招いているほか、「多角的貿易体制への支持」に関する声明の発出等を通じて、貿易円滑化協定（TFA）の早期発効及び ITA 拡大交渉の早期妥結を後押ししている。2018 年 5 月にポートモレスビー（パプアニューギニア）で開催された APEC 貿易担当大臣会合でも、アゼベド WTO 事務局長を招き、WTO に対する協力が呼びかけられたほか、議長を務めるパプアニューギニアから多角的貿易体制の支持に関する議長声明が発出された。また、環境物品に対する取組を通じ、環境物品協定（EGA）の交渉を開始する上で端緒を開いた。

・その他、東南アジア諸国連合（ASEAN）、経済協力開発機構（OECD）、太平洋経済協力会議（PECC）、太平洋諸島フォーラム（PIF）、国際連合貿易開発会議（UNCTAD）を始めとする各国際機関とも、首脳会議や閣僚会議、委員会、作業部会の別を問わず、関係者をオブザーバーとして招いたり、また、プロジェクトを実施するにあたってそれら機関から専門家を招き、その知見を広く共有する等、連携の例は枚挙にいとまが無い。例えば、2017 年に日本が APEC プロジェクトとして開催した FTA/EPA における競争章に関するワークショップには、同分野の専門家として OECD の法務官を招き、知見共有の一助とした例が挙げられる。中でも、公式オブザーバーの地位を有する ASEAN、PECC、PIF は、閣僚会議や貿易担当大臣会合、高級実務者会合の多くに参加し、積極的に議論に参加している。

・APEC は産業界との連携も重視し、1995 年に開設された、民間委員から成る APEC ビジネス諮問委員会（ABAC）と協働して、ビジネス界の意見を取り入れるシステムを内包し、地に足のついた議論を展開している。ABAC は年 4 回総会を APEC 域内で開催している。

・日本は、毎年、定例開催される首脳会議、閣僚会議、貿易担当大臣会合、高級実務者会合やその他分野別大臣会合等のもとより、下部組織である各委員会、作業部会の大多数に日本政府関係者が参加し、積極的に議論を主導している。過去には、経済委員会や緊急事態の備え（防災）作業部会等、複数の作業部会で日本が議長を務めた経緯があるほか、2018 年 5 月時点では、市場アクセスグループで議長を、競争政策・法グループで副議長をそれぞれ日本が務めており、APEC の活動に大きく貢献している。

・また、日本は議長国・地域の代表、各国・地域の高級実務者や委員会、作業部会の議長と意見交換ないし調整のため、会議の合間に、また、会議が開催されていない期間も精力的に個別の協議を行い、日本の意向が着実に成果に反映されるよう努めている。

・特に、首脳会議、閣僚会議、貿易担当大臣会合の成果文書における文言調整では、積極的に日本の意見を提起し、それら文書の内容が望ましいものとなるよう腐心している。例えば、2017 年 11 月にダナン（ベトナム）で開催された首脳会議では、金融、財政、構造改革等の政策総動員、保護主義への対抗、公平な競争条件の確保、不正な貿易慣行の除去、野心的な地域貿易協定の推進、質の高いインフラの推進といった日本の主張が反映された宣言がとりまとめられた。

2 組織・財政マネジメント

・外部監査 対象年度：2016 年、実施主体：デロイト・トウシュ会計監査法人、報告・提出月：2017 年 8 月、結果及び対応：特段の指摘事項なし

・会計及び財務状況については、委託した外部の法人がこれを監査し、その報告書は、例年 8 月に開催される財政管理委員会で提示され、全参加国・地域の承認を得た後に、参加国・地域向けのホームページで公表されている。

・財政状況の報告 報告・提出月：2017 年 8 月（2016 年度）（2017 年度の報告書は 2018 年 8 月中下旬に報告される予定）

・APEC の組織及び財政に係る課題は、主に、内部組織の一つである、全参加国・地域で構成される財政管理委員会の場で報告及び議論されている。一部の作業部会については、その運営や機能、戦略的優先事項や活動の方向性等につき、外部専門家による検証を受け、指摘事項の報告を受ける独立評価制度が導入され、運営適正化・効率化の一助となっている。さらに、参加国・地域が実施したプロジェクトについては、実施後の効果や今後の展開等につき、外部コンサルタント企業が、長期的評価を実施する制度が新たに導入される等、一層の透明性、公平性を担保するための取組は継続的に行われている。

・さらに、作業部会に対する独立評価やプロジェクトに対する長期的評価の実施を通じ、外部機関から改善に向けた指摘がなされた場合、当該作業部会、またはプロジェクトを実施した参加国・地域は、それに対する措置を講じることが求められるため、一層の正確性や透明性、効率性の向上が担保されている。

・事務局の幹部職員についても、各参加国・地域から最大 2 名の職員を派遣して任にあてることが閣僚会議等での合意を基に、正式な手続に則って定められており、人事の公正性、平等性は厳格に担保されている。

・また、プロジェクトの審査及び評価の過程が何段階にもわたり、煩雑かつ相応のコストがかかっているとの提起がなされたのを受け、簡素化案が、2017 年 3 月に開催された財政運営委員会及び高級実務者会合において承認され、2018 年から適用された。

・設立以来、活動を拡大してきた結果、扱う分野やそれを議論するための作業部会が膨大な数に上っており、組織合理化を推進することが大きな課題となっている。2017 年 5 月に、各作業部会の運営規約に、活動期間や定足数を明示することが定められたのを端緒とし、2018 年 3 月からは、作業部会の名称や活動期間の統一化に向けた議論を進

	<p>めており、APEC 全体のガバナンス強化に向けた組織改革のための作業が続けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の義務的拠出金分担率は、1998 年の改訂を最後に見直しが行われておらず、各参加国・地域の近年の経済規模と乖離が生じていることから、2015 年 3 月に開催された財政管理委員会において、日本から、最新の経済統計データを既存の計算式に適用して義務的拠出金額のアップデートを行い、今後、定期的に見直しを行っていく旨提案を行ったが、合意を得ることはできなかった。本件については、その後も 2017 年 8 月や 2018 年 3 月に開催された財政管理委員会等で参加国・地域に提起し、議論の開始に向けた環境の醸成に努めている。 ・また、任意拠出金によるプロジェクト実施予算については、拠出金額の減少を受け、持続可能な利用を目的として、「次の 3 年間におけるプロジェクトに分配すること」、「毎年のプロジェクト承認額を基本的に前年末時点における使用可能な資金の 3 分の 1 とする」という規則が設けられたことにより、APEC・貿易・投資の自由化・円滑化（TILF）基金を含む一部の任意拠出金において、繰越金の割合が高まっている。執行残額は全て、将来に実施するプロジェクトのために支出され、使途不明の余剰額ではないものの、2016 年 3 月以降、2017 年 8 月の財政管理委員会等、複数回にわたって、日本から、より効率的かつ積極的な利用を促す旨の発言を行っている。本件についても、日本は今後の推移を注視しつつ、方策を検討する予定。
<p>3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・APEC では、地域経済統合の推進や貿易・投資の自由化・円滑化に関する様々な取組が行われており、中でもアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）実現に向けた取組や連結性強化のためのインフラ開発投資の促進、サービス貿易の更なる自由化のためのロードマップの策定等、貿易立国である日本の経済力の維持・発展に資するルール整備が進められている。これらは同地域に進出する日本企業のビジネス機会の拡大にも直結する重要な課題であり、日本は、これら課題について、APEC の予算を利用して、参加国・地域の理解増進を目的とした各種プロジェクトを実施しているほか、首脳宣言、及び閣僚声明等への反映を通じて日本に有利な経済環境の形成、確保に努めている。その一例として、アジア太平洋地域において、包括的で質の高い経済連携協定を達成するという日本が掲げる目的に寄与すべく、2017 年 8 月にホーチミン（ベトナム）で、各国・地域の政策担当者及び交渉担当官への能力構築に主眼をおいた、経済連携協定における競争章の現状や課題を共有するためのワークショップを日本主催で開催し、途上国・地域を中心に 50 名の政府関係者、学者、国際機関関係者等が参加した。また、2017 年 9 月には、フエ（ベトナム）で、第 4 次男女共同参画基本計画で掲げられた「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との目標に関連し、APEC においても広くその重要性を知らしめるべく、女性の管理職への参画促進に資する優良事例の共有を目的とした官民対話を日本主催で開催した。その他の成果は上記 1 のとおり。 ・APEC における意思決定は全参加国・地域による全会一致により行われ、各参加国・地域には形式上平等な発言権が与えられているものの、日本は、APEC 設立当初からの米国と並ぶ最大の義務的拠出金の提供国として、参加国・地域からの信頼と期待も大きく、また、地域における責任ある経済大国として、その発言は大きな影響力を有する。 ・上記 1 のとおり、2017 年 11 月にダナン（ベトナム）で開催された首脳会議では、金融、財政、構造改革等の政策総動員、保護主義への対抗、公平な競争条件の確保、不正な貿易慣行の除去、野心的な地域貿易協定の推進、質の高いインフラの推進といった日本の主張が反映された宣言がとりまとめられた。 ・これまで、経済委員会、緊急事態への備え（防災）作業部会において日本が議長を務めたことがあるほか、現在、市場アクセスグループ、競争政策・法グループ、交通作業部会傘下小グループ等、複数の作業部会において、日本が議長ないし副議長の要職を占め、当該作業部会の運営、議論の方向性や成果策定に大きな影響力を有している。 ・事務局長とは、必要に応じて関連会合の際に個別の協議の機会を設け、議論の方向性等につき、意見交換を行うほか、日本の高級実務者他とメール等を通じ直接意見交換、情報共有等を行っている。 ・また、APEC の意思決定過程においては、各年の議長エコノミー等との連携が不可欠であり、その観点から、毎年、議長エコノミーの首脳、閣僚、高級実務者等との間では議長就任前から議長期間中も、個別の協議の機会を設け、日本の関心事項等をインプットしている。2018 年の議長エコノミーであるパプアニューギニアとの間では、2017 年 3 月以来、2018 年 5 月までの間に 7 回にわたり高級実務者間で意見交換を行い、2018 年 5 月の APEC 貿易担当大臣会合出席のために同国を訪問した堀井学外務大臣政務官はパト・パプアニューギニア外務貿易大臣に表敬した。また、2019 年の議長エコノミーであるチリとの間でも、同じく 2018 年 5 月の APEC 貿易担当大臣会合の機会に、日本とチリの高級実務者間で意見交換を行った。 ・2016 年から 2017 年にかけて、APEC における取組の一環として、望ましい投資環境のために必要とされる施策に関する調査及び官民対話を開催した。同官民対話には海外に進出している日立物流、日新トランスポートの関係者を招き、プレゼンテーションを行った。それらの議論を踏まえ、APEC において、日本企業が海外展開している地域を中心に、投資環境の課題の洗い出し、改善策を提言としてまとめた報告書を作成、2017 年 8 月に開催された貿易投資委員会や投資専門家会合等、後日開催された複数の関連会議で成果を共有したほか、APEC 事務局ホームページを通じて一般にも公表した。このプロジェクトの実施によって、日本企業にとって望ましい投資環境を整備し、もって日本企業の海外展開の拡大に寄与することが期待できる。

